

10月1日から 米原市景観計画を施行します

市は、平成24年11月1日に景観行政団体となり、滋賀県景観計画に基づき良好な景観の形成を推進してきましたが、このたび、市独自に「米原市景観計画」を策定しました。

米原市景観計画とは…

○景観計画概要

景観行政団体として、市民・事業者の理解と協力のもと、景観を大切にしたまちづくりを推進するため、良好な景観の形成に関する方針や景観ルールなどを策定したものです。

○景観形成基本方針

- ・普及啓発活動の推進と取り組みへの支援充実
- ・地域特性に応じた段階的なルールづくり
- ・協働で取り組む景観まちづくり

○景観形成基準

景観の悪化を予防し、より良い景観づくりを進めるため、一定規模以上の建築・開発などを行う際のルールを設定しています。

○景観ルールの適用範囲

市内全域を景観計画区域とし、より重点的に景観まちづくりに取り組む区域として、「景観重要区域」を指定しています。



「景観重要区域」について

雄大な伊吹山をはじめとする豊かな自然、街道沿いの宿場町やのどかな田園風景など、貴重な景観を一体的に保全するために、景観計画では、米原市全域を「景観計画区域」としています。そのうち、よりきめ細かなルールを定めて景観まちづくりの展開を図っていく区域が「景観重要区域」です。

米原市の景観重要区域は、県の景観計画に基づく「琵琶湖景観形成地域」、「琵琶湖景観形成特別地区」、「沿道景観形成地域」のほか、新たに豪雪、厳冬期における独特の生活風景と水の利用が見られる姉川上流の山村景観を形成している「東草野景観形成地域」を市が独自に指定し、追加しました。

この景観重要区域は、今後も地域の実情に応じて新たな指定や区域の拡大を検討し、地域のみなさんや土地所有者の方などと合意を得られた地域から、随時、指定していく予定です。



【届け出の必要な行為】

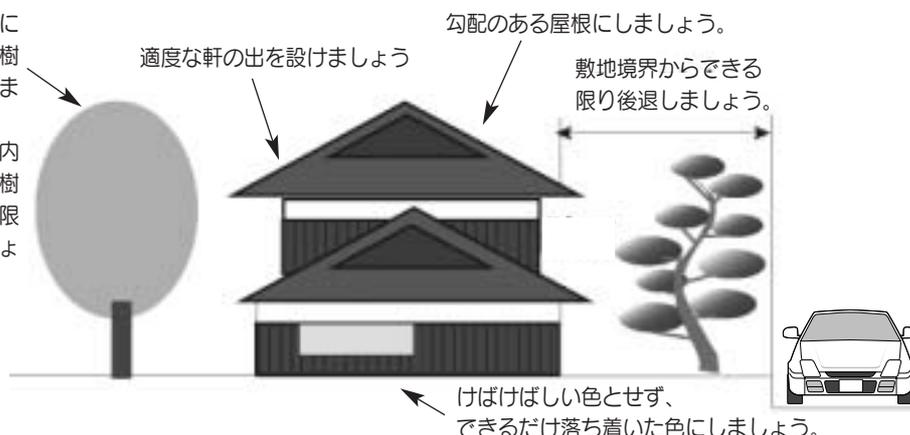
次のような行為を行う場合は、行為を行う30日前までに届出が必要です。

(届出書等は、都市計画課に提出してください。)

| 行為の区分 | 景観重要区域 | | | | 一般区域 |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|---------------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| | 琵琶湖景観形成地域 | 琵琶湖景観形成特別地区 | 沿道景観形成地域 | 東草野景観形成地域 | |
| 建築物の新築、増築、改築 または移転 | ・ 行為に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるものまたは高さが5mを超えるもの | | | ・ 高さが10m以上のものまたは3階建て以上のもの | ・ 高さが13m以上のものまたは4階建て以上のもの |
| 建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替えまたは色彩の変更 | ・ 行為に係る部分の面積の合計が10㎡を超えるもの | | | ・ 高さが10m以上のものまたは3階建て以上のもの | ・ 高さが13m以上のものまたは4階建て以上のもの |
| 工作物の新設、増築、改築または移転、外観を変更することとなる修繕、模様替えまたは色彩の変更 | 垣（生け垣を除く）、柵、塀、擁壁の類 | ・ 高さが1.5mを超えるものまたは長さが10mを超えるもの | | ・ 高さが5mを超えるもの | ・ 高さが13m以上のもの |
| | 汚水または廃水を処理する施設 | ・ 高さが1.5mを超えるものまたは行為に係る部分の築造面積の合計が100㎡を超えるもの | | | |
| | 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路（その支持物を含む） | ・ 高さが13m以上のもの | ・ 高さが5mを超えるもの | ・ 高さが13m以上のもの | |
| | 上記以外 | ・ 高さが5mを超えるもの | ・ 高さが5mを超えるもの | ・ 高さが5mを超えるもの | |
| 開発行為 | ・ 行為に係る部分の面積が1,000㎡を超えるもの | ・ のり面の高さが1.5mを超えるものまたは長さが10mを超えるもの ・ 行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの | | ・ 行為に係る部分の面積が1,000㎡を超えるもの | — |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | — | ・ のり面の高さが1.5mを超えるものまたは長さが10mを超えるもの ・ 行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの | | ・ 行為に係る部分の面積が1,000㎡を超えるもの | — |
| 木竹の伐採 | ・ 高さが5mを超えるもの（林業を営むための行為を除く。） | | | — | — |
| 屋外における物件の堆積 | ・ 高さが1.5mを超えるものまたは行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの（外部から見通すことができない場所での行為または期間が30日以内の行為を除く。） | | | ・ 行為に係る部分の面積が1,000㎡を超えるもの（外部から見通すことができない場所での行為または期間が30日以内の行為を除く。） | — |
| 水面の埋立てまたは干拓 | — | ・ のり面の高さが1.5mを超えるものまたは長さが10mを超えるもの ・ 行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの | — | — | — |

届出を必要としない行為であっても、景観を大切にしまちづくりを推進するため、建築物等の新築、改築などをされる場合は、右のとおりご配慮をお願いします。

周囲の景観に合うような樹木で緑化しましょう。また、敷地内に育成する樹木はできる限り残しましょう。



☎ 土木部 都市計画課（近江庁舎） ☎ 52-6926 ☎ 52-8790
✉ toshi@city.maibara.lg.jp